

書評と紹介

梅原隆章著

大鏡成立論攷

歴史研究がいくら多大に資料を用いどの様に学問的形相を具えたとしても、資料をそれしんが歴史的産物であることが忘れられたとき、いかに甚だしく歴史の真実を見誤るものであるか。このことはまだわれわれの頭に生々しく、かつ苦々しく刻みこまれている。このことは、テキスト・クリティックの方法についても、当然深い反省を要請示唆していると云いうるであらう。

その点、「大鏡が何時、何処で、誰が、どういう目的で、またどういふ効果を期待して書かれたものであらうか」という最も常識的、かつ基本的なところを出発点として、優れた結論に到達した梅原隆章氏の近著「大鏡成立論攷」が出たことはまことによろこばしい。

本書は五章より成る。第一章序説につづい

書評と紹介

た第二章では「大鏡の著作年代」が取扱われている。ここでは大石千引の大鏡系図・大鏡短観抄の古説からはじめて、順次に萩野・藤岡説、西岡説、山岸説、平田説が、学説史的にとりあげられ、克明に批判される。そして、こうした諸先学の所説の中から、大鏡の著作年代は、万寿五年(平田説)を上限とし、長承三年(西岡説)を下限とする、大まかな線が示される(著作年代に関する見透しが、こうした大まかな線で止められていることは、後章の考察方法と深い連りがある)。

第三章「大鏡の著者」では、藤原為業説・源道方説・源経信説・藤原能信説・源俊明説・中院雅定説が、これも学説史的に祖述され、何れもとりに難いと徹底的に批判される。これらの諸説の欠陥乃至誤謬は、何れも大鏡じしんにでなく、論拠の「資料を他に求め」ている点、正道を外れていると指摘される。もちろん、原資料の性格から、そうした方法が不可避のものもあるが、当面の大鏡については、原資料による論証の可能性を梅原氏は放棄しない。

本書の三分の二を超えようとした導入部を

へて、梅原氏の本論は「大鏡の原典に論拠を求め」て、「藤原密国著作説の提案」となる。その第一資料は、大鏡成立後まもなく成立した大鏡裏書のうち、とくに師安加筆以前がとりあげられる。裏書のこの部分から考えて、大鏡原型本の中から、(一)師輔伝中の「此

わらはは。伊賀前司密国守正おほぢ也。」(国史大系七〇頁)と、(二)昔物語中の「あの世継のぬしは今十余年が弟にこそあんめれば、百七十には少あまり。」(同一八五頁)の二箇所がとり出され、「この二点は従来誤謬あるいは後人の書加」とされているが、実はここに盲点があるとされる。すなわち、(一)はこの部分こそ大鏡の著者の云わんとした要点であり(但しこの部分の叙述はなお説得力が十分でない)、(二)は、世継兼輔・兼輔・兼輔という構想にたつた著者密国が、最後にこの「起筆したときの仮定を不用意にも忘れて」世継が十余年の弟(実際は兼輔は兼輔より十七年少)と表現したとする。この様みにてくると、大鏡は、(イ)人物評論を主眼としたことによつて話者を仮定の世継としたこと、(ロ)家系を等しくし乍ら密国の勅修寺系は撰家系

九九

に劣つていたことは、記述を万寿二年でとどめ一品宮頼子内親王あるいは後三条天皇に見せる意図をもつたこと、(4)大鏡が編年体でなく紀伝体をとつたのは、叙上の様な資国の立場から道長の榮華の由来を人々に検索させようとしたこと、(5)勸修寺を圧迫した道長を遠慮なく批判したことは、逆にその末裔の資国の存在を浮き立たせていること、等々の点が明らかになつてくる。そして更に資国の著作年の決定は恐らく不可能であるが、資国の兄為資の歿年から大鏡の著作年は康平八(一〇六五)年を契機として、資国が七十歳の頃に書いたものではなからうかという推定にまで及んでいる。こうした所論と次にのべる次章とのなかに、第二章で大鏡の成立年代を大まかな線とめた含みを生かそうとする梅原氏の意図がうかがわれるように思われる。

そして最後に第五章「大鏡の地位」として、(1)藤原摂関家に対する不逞が資国もその一人である地下層の下級公卿の心の中にくすぶり、それが後三条天皇の親政を支持したこと、(2)そこに摂関政治から受領層が引き出した院政権成立までの間に受領層藤氏内部の

抗争が引出した天皇親政の存在しえた可能性があつたこと、が考察され、さらに思想の領域においては(4)大鏡の中に法華信仰から浄土信仰への過渡的様態がみられることが述べられてゐる。

以上、本書の内容を限られた理解力と紙数のなかで略述したのであるが、こうしたテキ・クリティークの方法は、かつて中村直勝博士が増鏡についておこなわれた(岩波講座日本文学)が想起される。そのよい面を梅原氏はよくうけつぎ、よく生かしておられる。だが第五章の叙述は、他の章に比べるゝとかなり貧弱であることは否めない印象であつた。ここに問題がある。本書が、中村直勝博士の序文にもあり、又梅原氏自身の本文の叙述にもある様に、歴史家のテキ・クリティークとして、とくにその積極性が主張されるなら、この五章にこそ問題があるのであつた。資国の階層的立場からくる意識形態が、この大鏡という新しいスタイルの歴史書である三鏡の第一のものを生んだのなら、彼の生活環境である政治過程にまで結びつく考察が必要であらう。さもなければ、梅原氏のテキ

ト・クリティークの方法じしんの中に、より強くこの視点がとり入れらるべきであつた。例えば資国撰述の動機などとして。

ともあれ本書は、近時古代末期の一中心問題であるこの時期の考察の手掛りの一を、その基礎文献について提示した労作と云えるであらう。歴史家のみならず、ひろく文学者・思想史家にも一読をすすめたい。

終りに、この面に大へんうとい私ごときものが、本書の書評を執筆したのは、一には先輩である著者に本書を寄贈された好意に応えんとするものであり、二には中村直勝先生から執筆のおすすめたいた責を果さんとしたものである。従つて執筆に当つて意図した所は、本書の内容紹介と、私の研究立場からなし得る限界のなかでの感想を述べさせていただくということであつた。こうした狭隘な視角からの叙述であるから、著者の意を歪め、評価を誤つておらぬか、そのみ気懸りである。この点を御詫びすると共に、とにかく一読をお奨めしたい。

因みに、本書は一般書店では一寸入手し難いかと思う。發行所、京都市上京区小山西元

町四一顯真学苑宛申込みれるのが便宜かと思
われる。(B6・一三三頁・一五〇円・一九
五二年三月二五日・顯真学園発行)

——門脇禎二——

仁井田陞編

近代中国の社会と経済

本書は文部省中国現代社会研究委員会所属
の十二氏による次の諸論文から成つている。

- ①新民主主義に於ける地方行政および司法
の變革——平野義太郎
 - ②中国に於ける地方自治
制度近代化の過程——松本善海
 - ③華北農村
の村費——中村治兵衛
 - ④保教と変法——市古宙
三
 - ⑤孫文主義土地革命理論の發展構造——山
本秀夫
 - ⑥中国近代工業の發展——遊部久藏
 - ⑦中国におけるギルド・マター・チャントの構造——
今堀誠二
 - ⑧幫・同郷會・同業公會とその転
化
 - ⑨中国農村社会と家父長權威——仁井田陞
 - ⑩祈雨習俗——直江広治
 - ⑪現代中国文化と旧
宗教——酒井忠夫
 - ⑫中国現代文化の民族的形
式——野原四郎
- 以上の諸テーマが示す様に、
夫々の論文が対象を異にし、甚しく不統一の
様に見える。にも拘らず本書が單なる論文集

でなく、「近代中国の社会と経済」と題して
刊行されたのは、「研究の分野を異にするもの
が、共通のねらいをもつて共力する」(仁井田
所)に基いている。従つて本書を読み解く第一
の鍵は、その共通の狙いが何であり、それが
全体としてどの様に具体化されているか、に
あるだろう。第二の問題は、個々の論文の
中、特に注目すべき点は何か、にあると思
う。以上の二点から本書に対する感想を述べ
たい。

モンテスキューやヘーゲル以来、欧米学者
達が東洋社会に發展を見ず、所謂停滞性理論
で東洋社会を律した事は、東洋をいつまでも
植民地の地位に置こうとした彼らの希望と一
致していたけれども、現実の東洋社会はその
観方を打ち破つてめざましい變革をとげた
し、又とげつがある。しかし、此の變革化は
一挙にして成しとげられたのではなく、古い
諸關係、古い伝統が長く變革の行く手をはば
みつけて来た。かくて中国社会の變革過程
はまことに複雑を極める。構造的に複雑な此
の中国近代社会の變革過程と諸前提とを夫々
線合的に研究する事——これが本書の狙いで

ある。(仁井田)では此の狙いは全体として如何
に具体化されているか。

古い社会的諸關係に論及された具体例を唯
一つだけ借りよう。家産法の上では家父長權
威を否定的にいう農民がその同じ口で逆に婚
姻の自由を否定したり、親が懲戒のために子
を殺しても違法ではないと言つたりすること
にうかがえる複雑な古い家族制度。そこで
亦、質妻が質の期間中に生んだ子は、たとえ
質にとる前既に懐胎していた場合でも質取主
の子となり、質入主の手に人妻を返した後に
生れた子に就いては、質入れ期間中に懐胎し
たものであつても、質入れ主の子となり、質取
主はこれを自分の子とすることはできない。
——つまり子は物であり、妻は入質・売買の
対象物である家族關係。(仁井田氏第⑨論文)
かかる現象は、所謂大家族制ではなく、四・
五人位の小家族が支配的であるからと云つ
て、決して古い家族的關係が近代的な分解を
示していないこと、かかる家父長權威が、小
家族をも貫ぬいて近代革命の前進を執拗には
ばんでいたこと等を明らかに示している。
かかる複雑な古い社会的諸關係と伝統につい